



第3章

計画の内容



## 1 計画の事業区分

本計画の事業については、第三次計画での事業を基礎としていますが、社会経済状況の変化や基礎調査結果、市民委員会や推進委員会での議論等を踏まえて、新たに取り上げた事業に **New**、事業内容を刷新した事業に **Renewal** と示しています。

## 2 事業所管課と重点事業の数値目標の設定

本計画に登載した各事業を確実に実行するため、事業の所管課を明示します。  
また、重点事業について数値目標を明示します。

### 【図表について】

次ページ以降では、市民意識調査や事業所アンケート調査等の各種調査結果や統計の図表を掲載しています。以下の点にご注意ください。

- ①グラフ中の (n= ○○) という表記は、その項目の有効回答者数であり、割合算出の基礎となります。
- ②割合は小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が 100.0%にならないことがあります。
- ③複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、割合を算出しています。このため、割合の合計が 100.0%を超えることがあります。
- ④文章やグラフにおいて、設問文や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。

### 3 施策の展開

#### 基本目標① 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

##### 1 女性活躍の推進

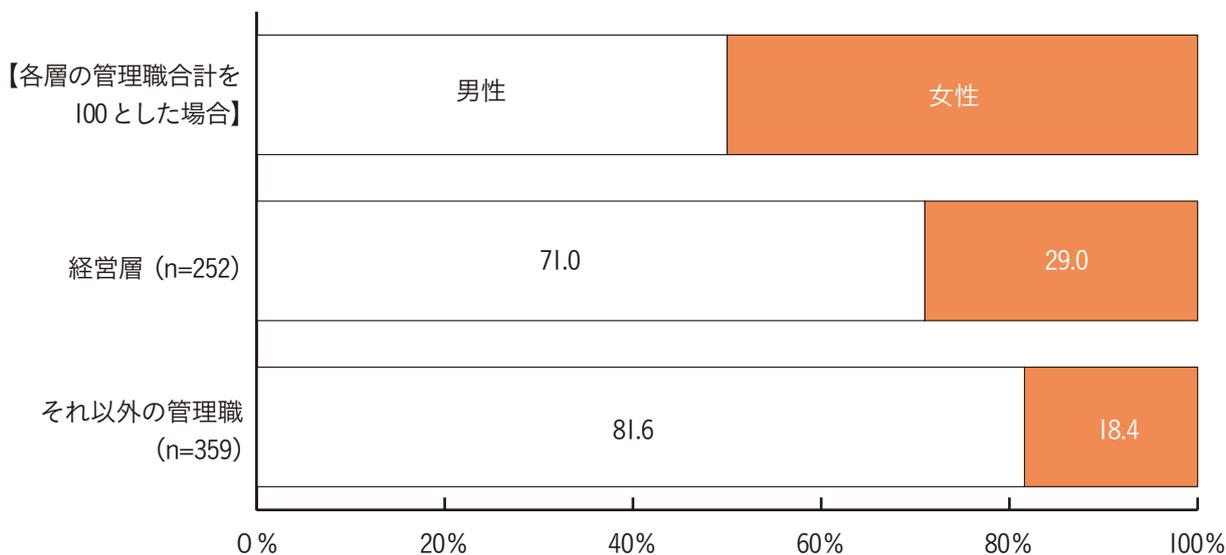
###### (1) 現状と課題

事業所アンケート調査の結果では、市内事業所の管理職の合計に占める女性割合について、「経営層」では29.0%の一方、「それ以外の管理職」では18.4%にとどまっています（図1-1）。国においては「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする」という目標を掲げており、次世代の経営層ともいえる「それ以外の管理職」である女性リーダーの輪を広げていくための取組が必要です。

市民意識調査の結果では、「女性は働かない方がよい」の割合は男性で1.5%、女性で0.8%であり、女性が働くことについては概ね肯定的に捉えられています。また、国の調査や都の調査との比較では、「就業継続型」の割合が低い一方、「再就職型」の割合が高く、より「再就職型」の意識が強い点が本市の特徴です（図1-2）。

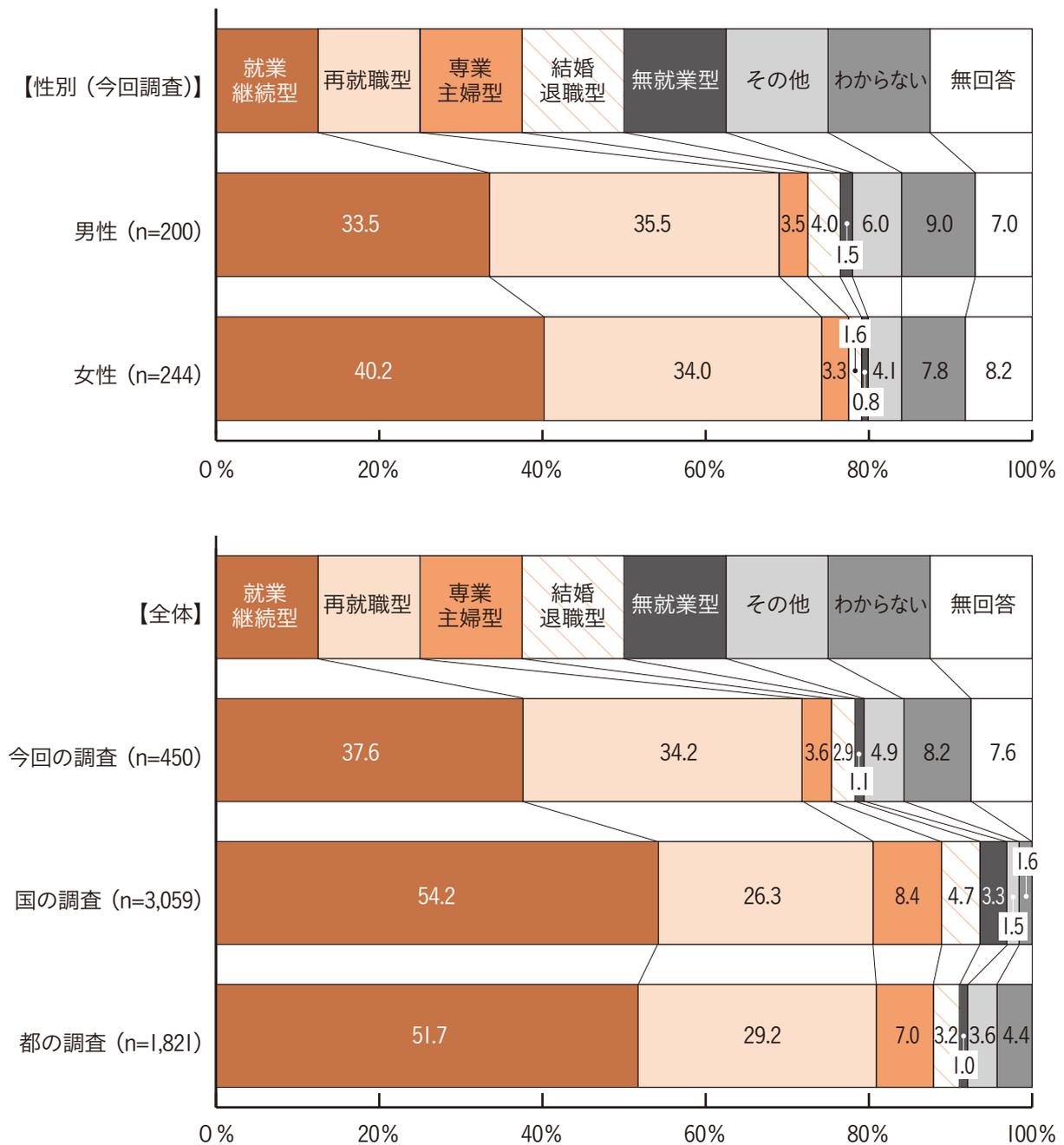
女性がどのようなライフコースを選択しても、職業を持つ意思がある人が容易に職業を持てる環境を整え、職場での意思決定過程への関与を向上させることで、女性活躍をさらに加速させていく必要があります。

図1-1 管理職の割合（層別）



(出典：「武蔵村山市事業所アンケート調査（平成30年9月実施）」)

図1-2 女性が働くこと【上】性別（今回調査）、【下】国・東京都との比較



- \* 就業継続型：育児・介護等にかかわらず、働き続ける方がよい
- 再就職型：子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び働いた方がよい
- 専業主婦型：子どもができるまでは、働いた方がよい
- 結婚退職型：結婚するまでは、働いた方がよい
- 無就業型：女性は働かない方がよい

\*「今回調査 (n=450)」は、性別での「無回答」を含みます。

(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

## (2) 施策と事業

## ①女性の活躍の場を広げるための支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
1	<b>Renewal</b> 復職・再就職等を支援する講座の開催 【重点事業】	働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指して、市内の事業者に対する意識啓発を行うとともに、復職・再就職を希望する市民に対して能力向上（スキルアップ）のための研修等を行います。復職・再就職者数等の把握により、成果を意識した事業展開を図ります。	協働推進課
2	<b>Renewal</b> 女性リーダー育成 【重点事業】	女性リーダーを育成する研修・講座の開催や、研修・講座参加者のネットワークづくりを支援することで、女性リーダーを育成し、企業や地域活動の場において男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。	協働推進課
3	女性の起業に関する 情報提供・支援	一般に、女性の起業に際して資金やノウハウ等に不安を抱える例が見られることを踏まえ、男女共同参画センター「ゆーあい」が情報提供や相談等の窓口機能を備えるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して支援します。	協働推進課

## ②女性の活躍の場づくり

No.	事業名	事業内容	事業担当課
4	農業、自営業への男女共同参画	農業、自営業分野において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性が業務に参加・協力するだけでなく、経営に参画できるように働きかけを行います。併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。	産業観光課

## ③意思決定過程への女性参画の推進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
5	各種審議会等への女性の参画促進 <b>【重点事業】</b>	本市の政策決定に際して、男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。特に、審議会等の各委員会の委員構成上の男女比に配慮します。	全課
6	市役所における女性管理職登用の促進	本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性職員に対し、管理職試験の受験を促します。	職員課
7	女性教員の管理職登用の促進	教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。	教育指導課
8	広聴機会の充実	市民の市政への参画意識の高揚を図り、政策・方針決定過程に女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映させるため、広聴機会の充実に努めます。	秘書広報課

## ④男性の意識改革の推進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
9	<b>New</b> 男性の意識改革と家事スキル向上への講座の開催	男女共同参画センター「ゆーあい」等における講座・講習会を通して、家事・育児・介護を男女が共に担うことに対する男性の意識改革を促すとともに、実際に男性が参加することを支援します。	協働推進課
10	<b>Renewal</b> 男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業所への働きかけ	男性の育児休業取得率向上のための事業所の取組を支援します。併せて、今後男性の介護と仕事との両立が切実な課題となることを踏まえ、介護休業の取得の促進を図ります。	協働推進課

## (3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値	目標値	事業担当課
1	復職・再就職等を支援する講座の開催	参加者数、講座の開催回数	2回	年2回以上	協働推進課
		満足度	—	70%	
2	女性リーダー育成	研修・講座の開催回数	0回	年1回以上	協働推進課
		満足度	—	70%	
5	各種審議会等への女性の参画促進	女性参画比率	30.6%	40%	全課

\* 目標の内容と目標値の上段は活動指標（事業の実施量）、下段は成果指標（事業実施により得られた成果）。以下、同様。

## 2 仕事と家事・育児・介護の両立の推進

### (1) 現状と課題

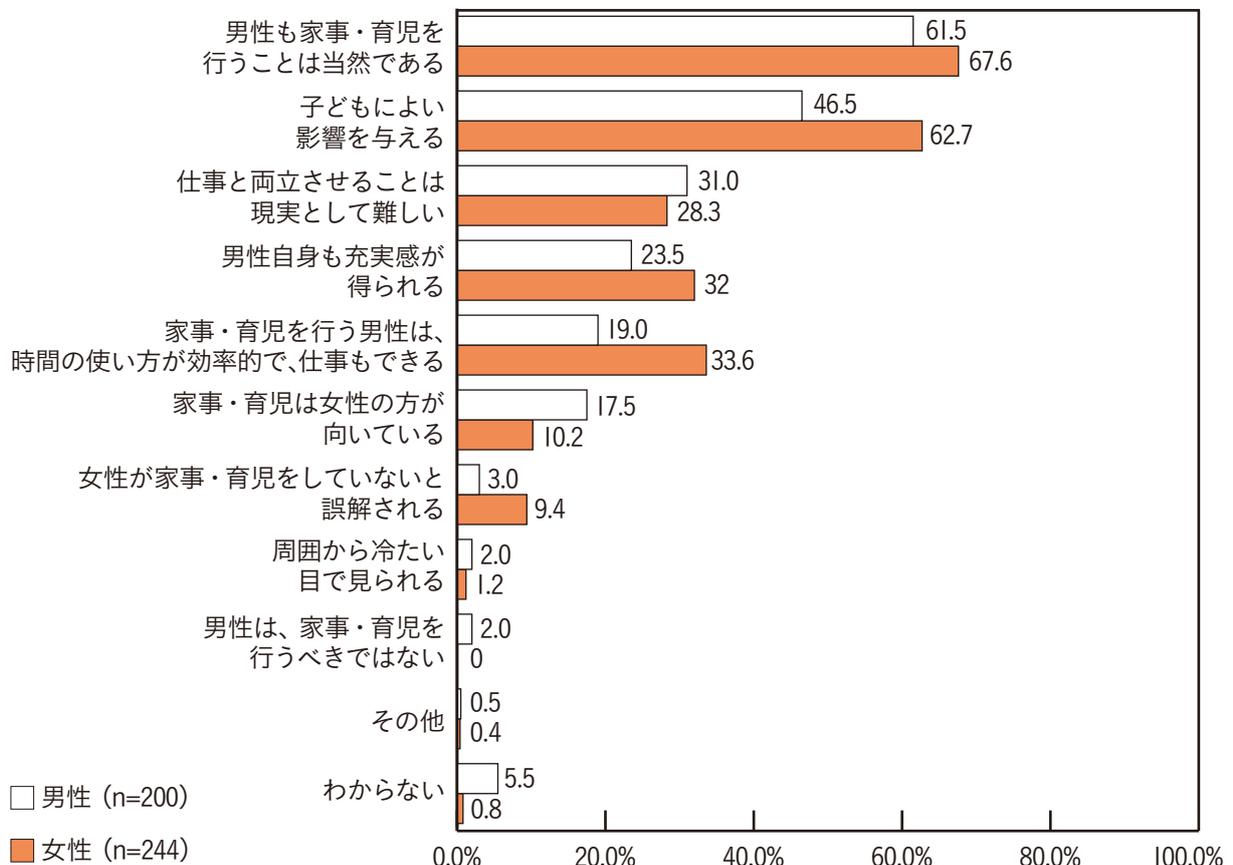
市民生活の中に女性活躍とワーク・ライフ・バランスをさらに浸透させていくためには、男性がより家事や育児、介護に参画することが不可欠であり、男性側の働き方や意識を変革していく必要があります。

市民意識調査の結果では、男性が家事・育児を行うことについて、性別にかかわらず「男性も家事・育児を行うことは当然である」が最も高く、次いで「子どもにより影響を与える」となっており（図1-3）、男性が家事・育児を行うことが当たり前のことと捉える人が多数を占めています。

一方、家事の役割分担の現状をみると、家事全般にわたり女性依存の体質が根強く残り（図1-4）、また、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実との乖離の幅は、特に30歳代～50歳代で大きくなっています（図1-5）。

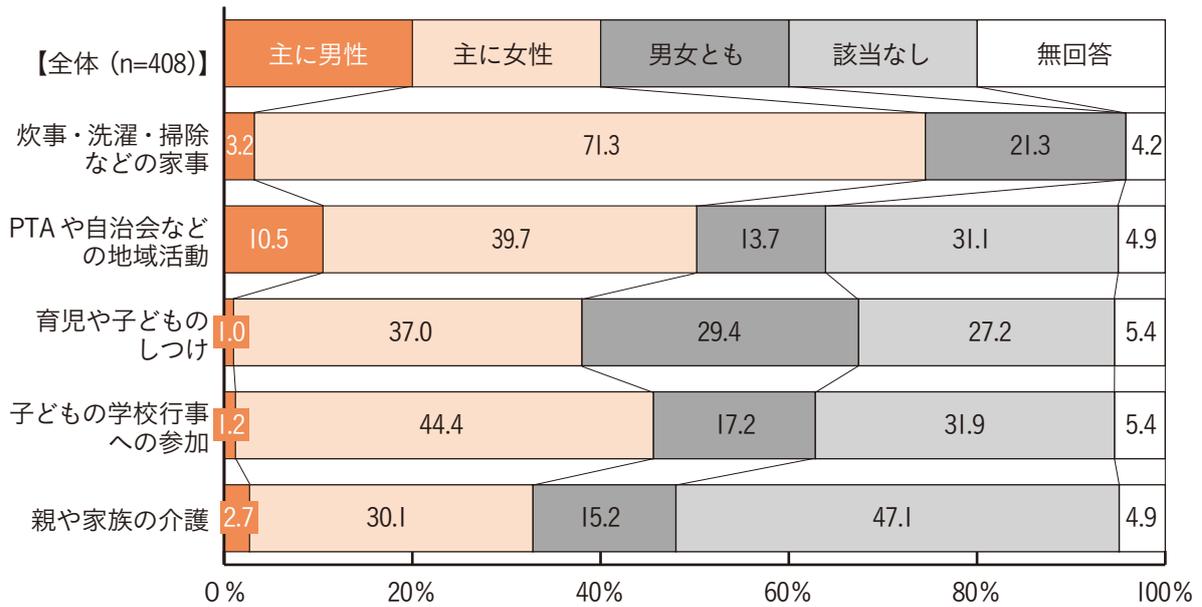
家庭における男性の家事・育児や介護への参画を本格化させるためには、男性の働き方意識の変革、仕事と育児・介護の両立を図るための行政側の支援充実、企業側のワーク・ライフ・バランスへの取組み促進とともに、男性自身が主体的にかかわることができるように家事・育児や介護の知識やノウハウを習得していく必要があります。

図1-3 男性が家事・育児を行うこと



(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

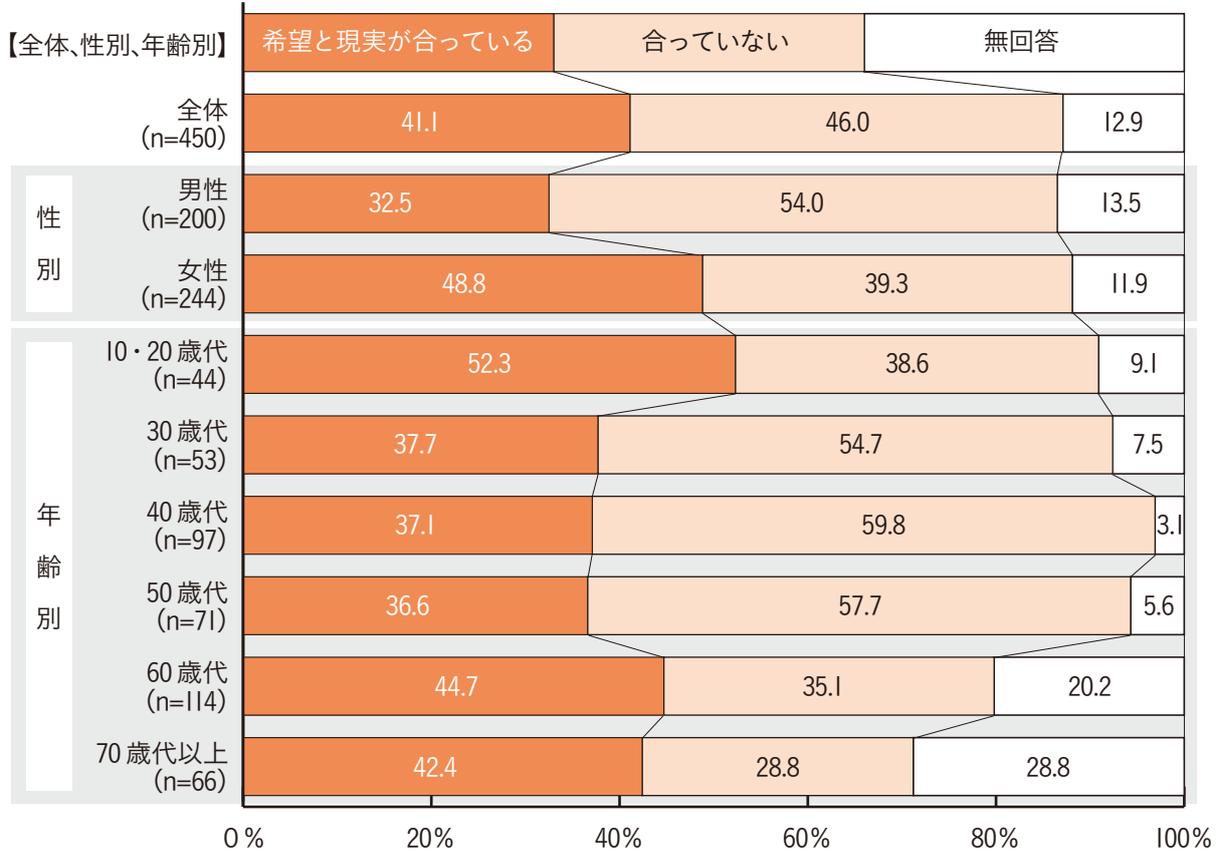
図1-4 家事の役割分担



\* 同居家族で「単身世帯」「無回答」を除いています。

(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

図1-5 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実のマッチング



\* 「全体」には、性別、年齢別での「無回答」を含みます。

(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

## (2) 施策と事業

## ①ワーク・ライフ・バランス推進への意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
11	長時間労働縮減に向けた啓発	市内の事業所に対し、従業員の長時間労働の縮減と年次有給休暇の取得促進に関する啓発を行います。	産業観光課
12	家庭内での男女平等意識の推進 【重点事業】	夫婦のいずれか一方に仕事や家事・育児・介護等の負担が偏ることがないようにするため、市民に対する意識啓発を強化します。	協働推進課

## ②ワーク・ライフ・バランスを進める市民の支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
13	<b>Renewal</b> ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種支援	事業者及び市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を啓発して、市民一人一人が自らの生き方について考え、実践することを支援します。特に、育児や介護をしながら働く市民の両立を支援するため、相談の機会や各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、待機児童の解消に向けた取組を進めていきます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に当たっての阻害要因を分析し、その解消に向けた事業者や市民の取組を支援します。	協働推進課 産業観光課 子ども子育て支援課 子ども青少年課 高齢福祉課
14	特に支援を要する市民に対する支援の充実	生活上の困難を抱えるひとり親家庭、障害者とその介助者等が経済的に自立するため、就労に向けた技能取得や相談等の支援を行います。また、こうした市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、相談の機会を設ける等の支援を行います。	福祉総務課 障害福祉課 子ども青少年課 生活福祉課

## (3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値	目標値	事業担当課
12	家庭内での男女平等意識の推進	講座の開催回数	年2回	年2回以上	協働推進課
		家庭内での男女平等感	—	70%	

### 3 働く場での男女共同参画の推進

#### (1) 現状と課題

国においては、長時間労働等を見直す働き方改革、仕事と生活の調和の実現、働く場での活躍を希望する女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、積極的に施策を展開しています。

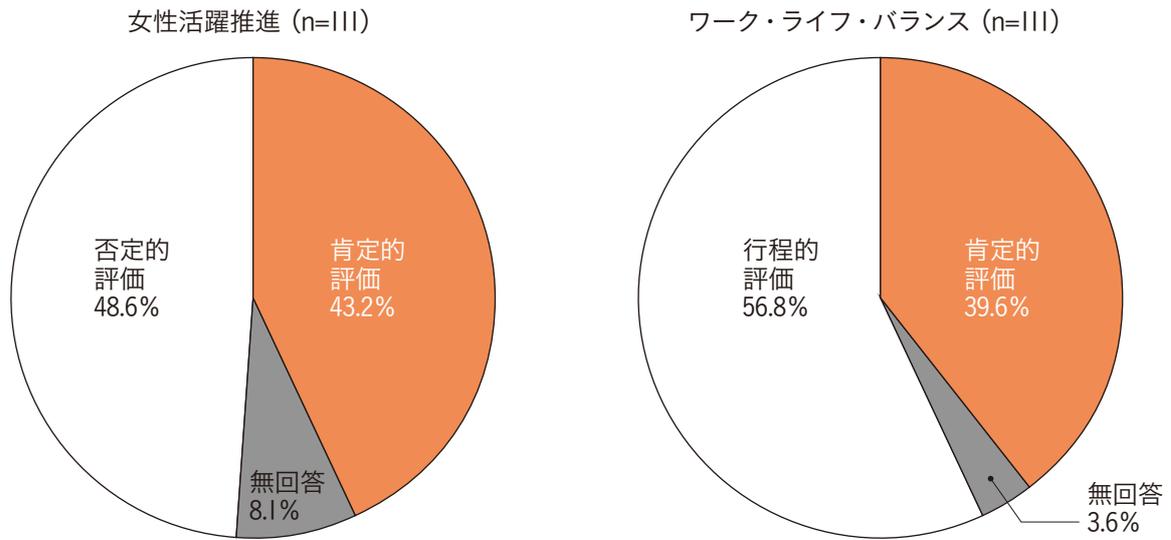
これに関連して、企業では、次世代育成支援対策推進法\*に基づき、従業員の仕事と子育てに関する一般事業主行動計画を策定し、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定することになっています。

事業所アンケート調査の結果では、市内事業所における自社での女性活躍推進とワーク・ライフ・バランスの推進状況について、ともに否定的評価が肯定的評価を上回っており、今後、より積極的に推進していく余地があることがうかがえます（図1-6）。市が率先して女性活躍とワーク・ライフ・バランスを推進し、情報発信していくことで、市内事業所における女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスへの取組みの機運を高めていくことが必要です。

また、市内事業所における育児休業制度と介護休業制度の就業規則での規定について、従業員規模が小さい事業所ほど規定していません（図1-7）。また、各制度を導入している企業での各制度の取得促進への対応をみると、どちらの制度も「取組は行っていない」が最も高く、育児休業制度と介護休業制度の更なる導入促進とともに、両制度が利用しやすい職場環境づくりが必要です。

市民意識調査の結果では、働く側からみた職場での男女平等について、「採用時の条件」「賃金」「昇進や昇格」「能力評価」「仕事の内容」「研修の機会や内容」「育児休業、介護休業の取得」の全項目で「平等」が最も高くなっていますが、「昇進や昇格」「賃金」では「男性優遇」が約3割を占めており、今後とも、職場における男女平等を促進していくことが必要です。また、勤務地別でみると、市内事業所に就業している者は、市外に就業している者に比べ、「研修の機会や内容」「育児休業、介護休業の取得」の項目で「平等」割合が低いことから（図1-8）、特にこの2項目の改善を市内事業所に働きかけていくことが必要です。

図1-6 推進状況

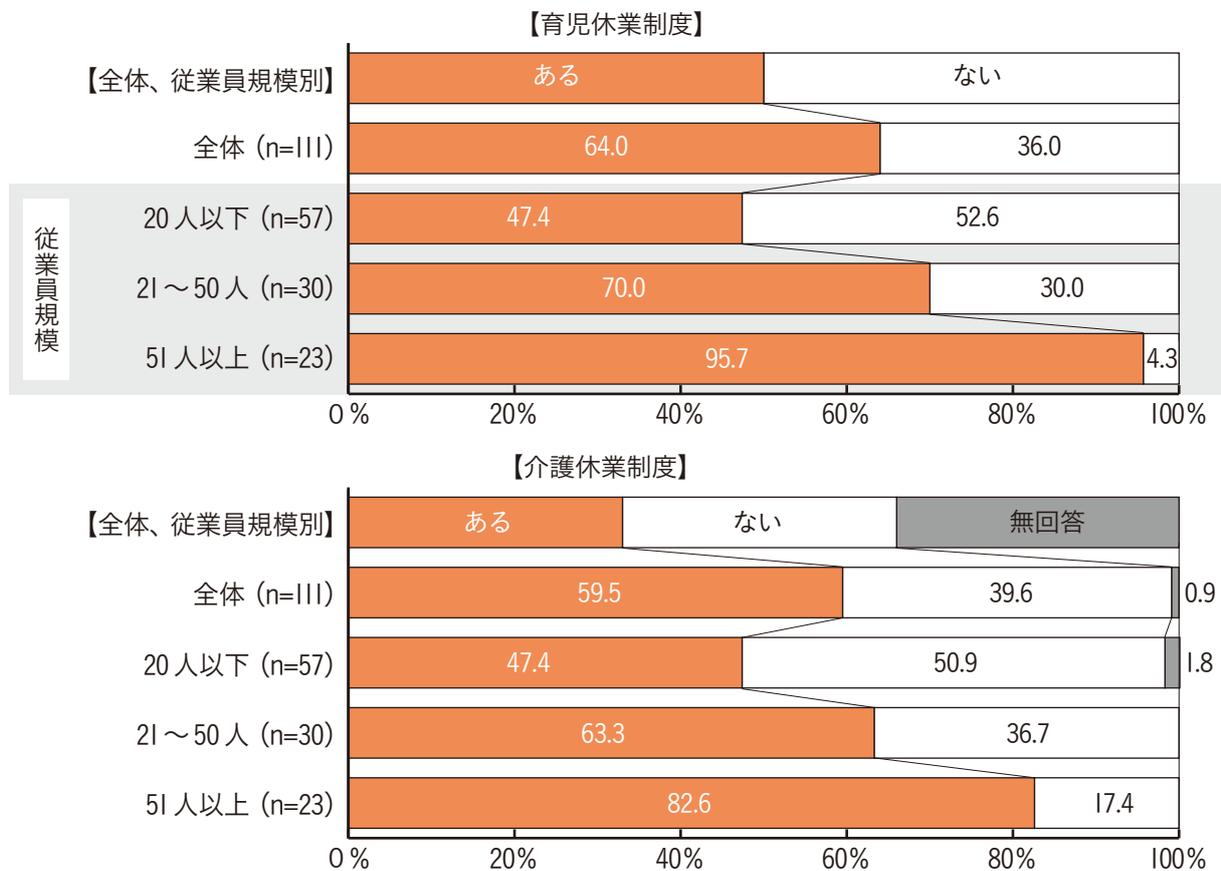


\* 肯定的評価：「進んでいる」「ある程度進んでいる」の合計。

\* 否定的評価：「あまり進んでいない」「進んでいない」の合計。

(出典：「武蔵村山市事業所アンケート調査（平成30年9月実施）」)

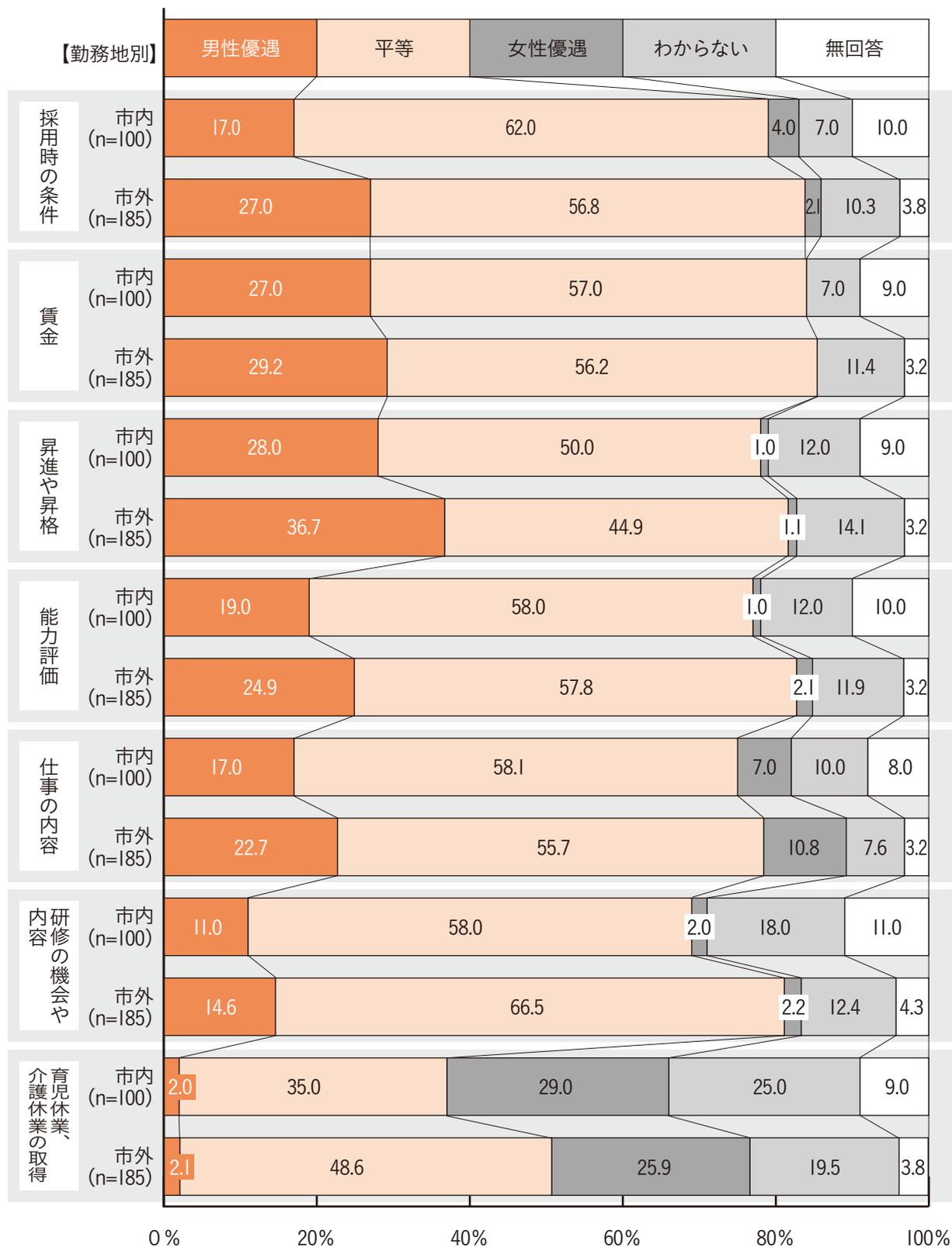
図1-7 育児休業制度と介護休業制度の就業規則での規定の有無



\* 「全体」には、従業員数での「無回答」を含みます。

(出典：「武蔵村山市事業所アンケート調査（平成30年9月実施）」)

図 1-8 職場での男女平等（勤務地別）



(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成 30 年 8 月実施）」)

## (2) 施策と事業

## ①市役所での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
15	職員への男女平等研修の実施	市職員に男女平等意識を定着させるため、研修を行います。また、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。	職員課
16	育児・介護休業取得に向けての環境づくり <b>【重点事業】</b>	市職員が育児・介護休業を取得しやすい環境にするため、育児・介護休業関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員の育児・介護休業取得を促します。	職員課

## ②働く場での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
17	市民・事業者に向けた情報提供	就労の場における男女平等の取扱いを徹底するとともに、就労形態による差別を防止するため、市内事業者に対して各種制度や多様な働き方に関する情報提供を行い、均等待遇に向けた理解を促します。市民に対しては、多様な労働形態についての情報提供を行います。	産業観光課
18	職場環境の見直し、意識改革の推進	市民が自ら希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現させることを支援するため、国や東京都等の関係機関との連携により、市内事業所の労働時間の柔軟な取扱いの推進や育児・介護休業取得環境の整備等の取組への支援と啓発を行います。	産業観光課

## ③男女共同参画に取り組む事業者への支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
19	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定 【重点事業】	ワーク・ライフ・バランス推進事業所を認定し、市内・市外へPRを行います。認定企業をPRすることで、ワーク・ライフ・バランスの導入について支援とより一層の充実を図ります。	協働推進課

## (3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値	目標値	事業担当課
16	育児・介護休業取得に向けての環境づくり	男性職員の育児休業の新規取得対象者に対する取得者の割合	16.7%	15% (5年平均)	職員課
19	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	認定企業数	0企業	合計 5企業	協働推進課

## 基本目標② あらゆるハラスメントの根絶

### 1 各種ハラスメントの防止と被害者支援

#### (1) 現状と課題

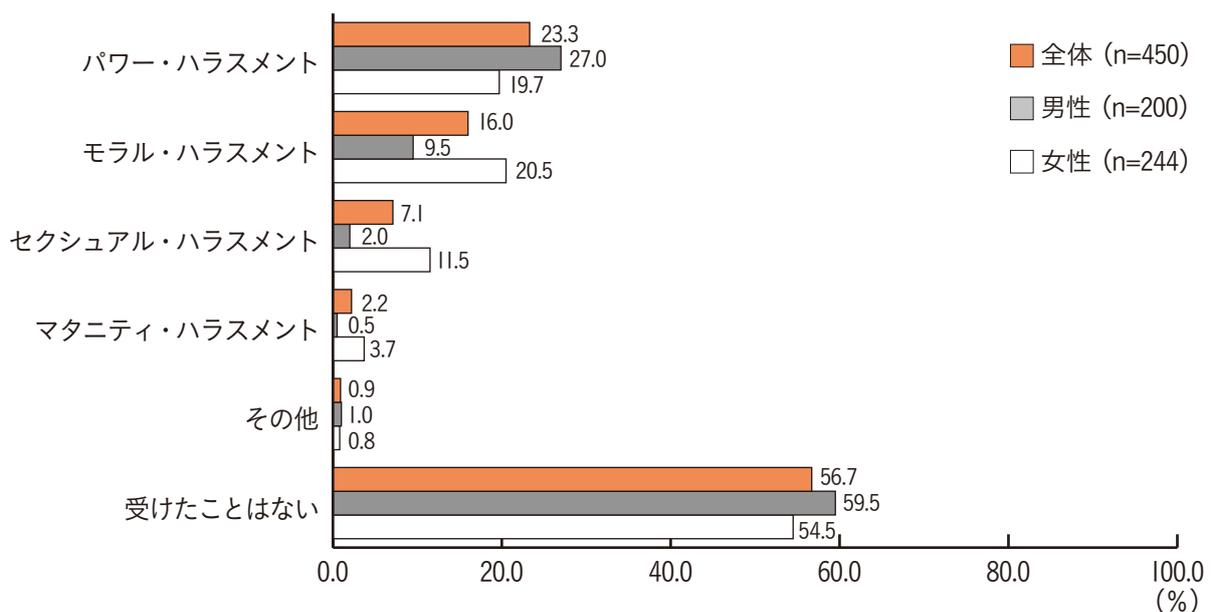
第三次計画では、主要課題の1つとして「セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援」を掲げ、就労の場、教育の場、地域活動の場等におけるセクシュアル・ハラスメントや性犯罪の発生防止への啓発事業や相談窓口事業を実施しています。

一方、第三次計画策定以降、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント\*、マタニティ・ハラスメント等、性的な嫌がらせ以外のハラスメントが顕在化しており、セクシュアル・ハラスメントとともに、防止に向けた対応が求められています。

市民意識調査の結果では、職場や学校等におけるハラスメント被害状況について、「受けたことはない」が約6割で最も高い一方、「パワー・ハラスメント」では2割強、「モラル・ハラスメント」では2割弱が受けたことがあると回答しています。また、男性では「パワー・ハラスメント」、女性では「モラル・ハラスメント」が高くなっており（図2-1）、職場や学校等でのハラスメント被害をなくすための意識啓発が必要です。

事業所アンケート調査の結果では、直近5年間で5社に1社は職場でのハラスメントが問題になったことがあると回答しています（図2-2）。男女雇用機会均等法及び介護休業法では、事業主がセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のため講ずべき措置が定められていることから、今後とも事業所におけるハラスメント防止への対応の必要性を周知・浸透させていくことが必要です。

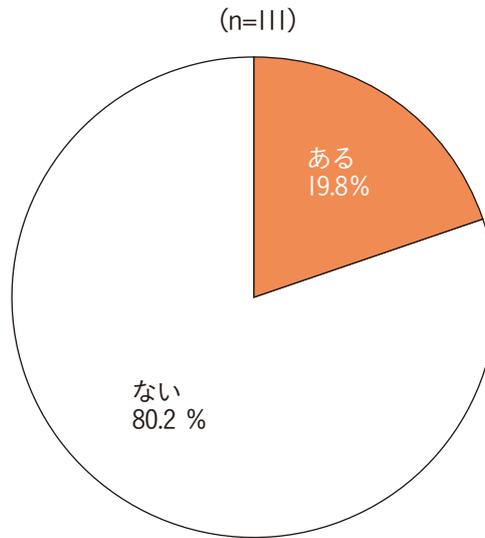
図2-1 ハラスメントの被害状況



\* 「全体」には、性別での「無回答」を含みます。

(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

図 2-2 職場でのハラスメントの発生状況（直近 5 年間）



（出典：「武蔵村山市事業所アンケート調査（平成 30 年 9 月実施）」）

## （2）施策と事業

### ①各種ハラスメントの未然防止のための意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
20	<b>Renewal</b> あらゆるハラスメント防止に向けた広報・啓発	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの各種ハラスメント行為の防止に向けて、市報や、ホームページなどを活用して意識啓発するとともに、市内事業所に対しても啓発を行っていきます。	協働推進課
21	<b>Renewal</b> 庁内等におけるあらゆるハラスメント対策 <b>【重点事業】</b>	就労の場（市役所）、教育の場（学校）におけるあらゆるハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対する各種ハラスメント防止研修等を実施します。	職員課 教育指導課

## ②早期発見と各種ハラスメント被害者への支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
22	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為*等の被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐため、相談員の資質向上に努めるとともに、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営や臨床心理士等による相談の実施について検討します。	福祉総務課
23	庁内等におけるあらゆるハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	就労の場（市役所）、教育の場（学校）において各種ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。	職員課 教育指導課

## (3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値	目標値	事業担当課
21	Renewal 庁内等におけるあらゆるハラスメント対策	(職員課) 職員研修の実施 (教育指導課) 研修を年1回開催	(職員課) 5人 (派遣研修) (教育指導課) 年1回	(職員課) 受講人員 全職員 (教育指導課) 年1回	職員課 教育指導課
		(職員課) 参加率 (教育指導課) 参加率	(職員課) — (教育指導課) 100%	(職員課) 100% (教育指導課) 100%	

## 2 配偶者等からの暴力防止と被害者支援

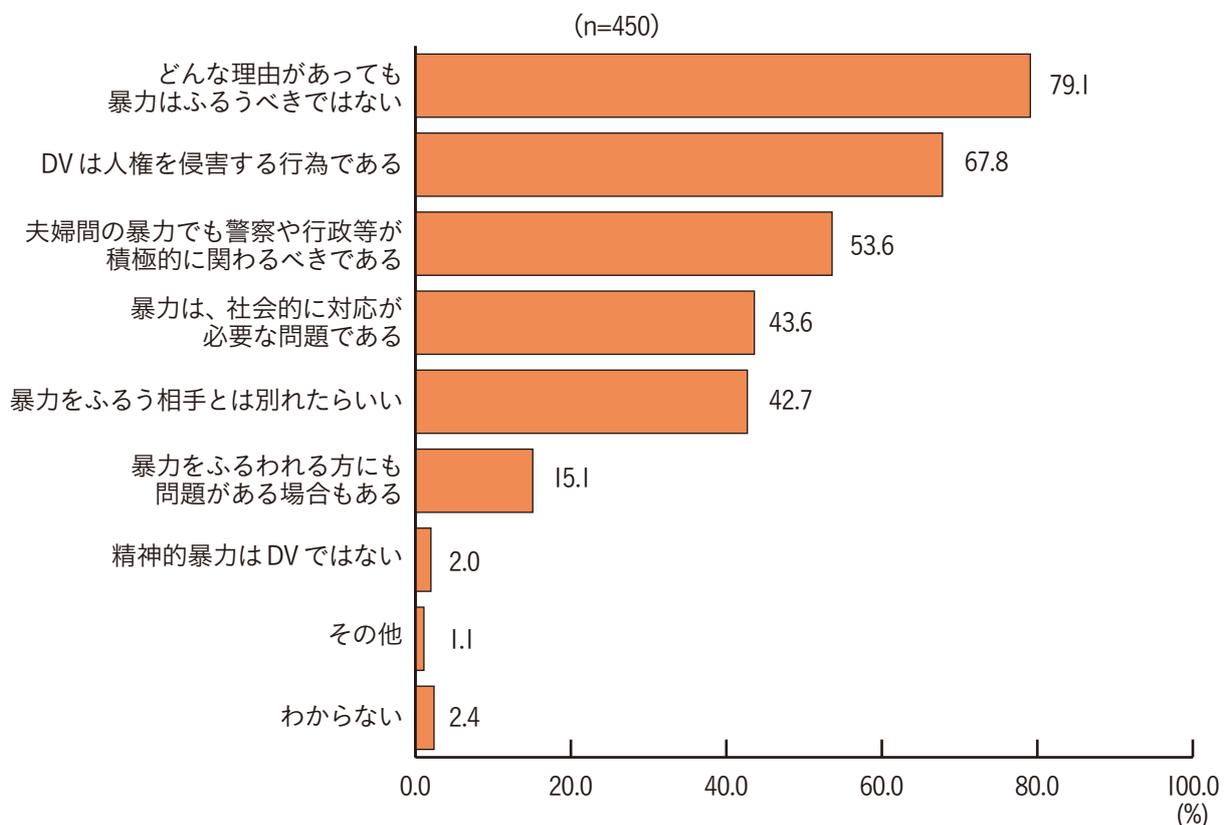
### (1) 現状と課題

市民意識調査の結果では、DVに対する認識について、回答者の約7割が「DV＝人権を侵害する行為」と捉えている一方、「暴力は、社会的に対応が必要な問題である」は4割強にとどまっています（図2-3）。DVは、個人の問題ではなく、多くの人にかかわる社会的な問題として捉え、社会全体で未然に防止し、発生した場合には迅速・適切に対応できる体制を強化していくことが必要です。

DVの被害状況については、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」の4つの暴力のいずれかで被害を受けた経験が「あった」が約2割を占めています（図2-4）。性別では、「女性」の方が「男性」に比べDV被害経験が「あった」割合が高い一方、「男性」でも被害経験があることから、DVは、性別にかかわらず、被害者にも加害者にもなりうるものであることを認識してもらうことが必要です。

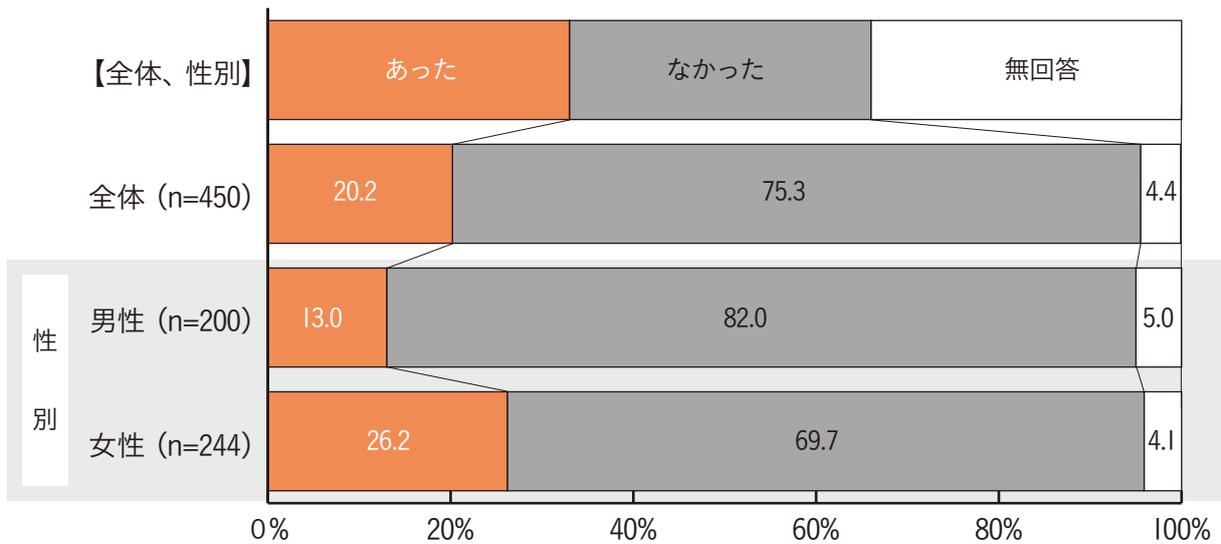
DV相談支援については、市役所及び男女共同参画センターにDV相談窓口があり、内容に応じて警察や関係機関につないでいますが、実際にDV被害があった際には、誰にも相談せずにひとりで抱え込んでしまう割合が高くなっています（図2-5）。相談窓口や電話相談をさらに周知するほか、我慢せずに気軽に相談してもらえよう意識啓発していくことが必要です。

図2-3 DVに対する認識



(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

図2-4 4つの暴力の中のいずれかで被害を受けた経験（全体、性別）



\* 4つの暴力

身体的暴力：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた

精神的暴力：精神的な嫌がらせや暴言など、自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた

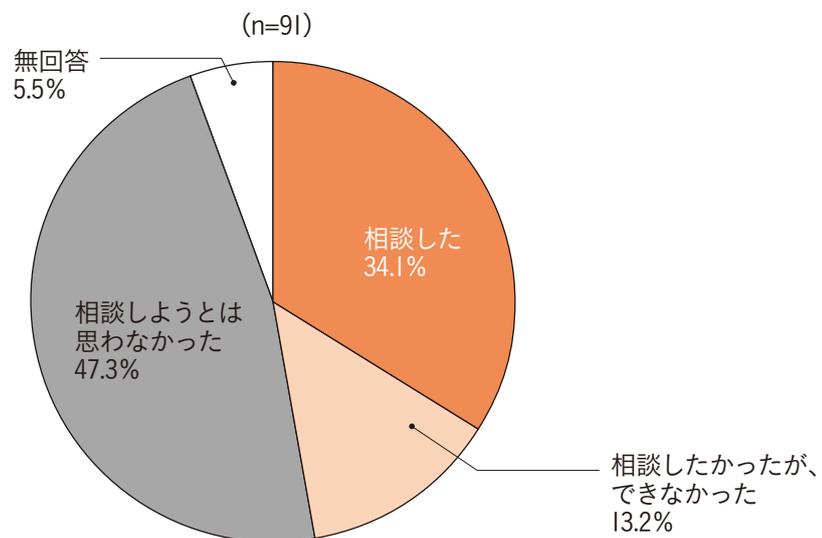
性的暴力：嫌がっているのに、性的な行為を強要された

経済的暴力：必要な生活費を渡されなかったり、過度にお金を細かく管理されるなどの経済的な圧力を受けた

\* 「全体」には、性別での「無回答」を含みます。

(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

図2-5 被害を受けた際の相談の有無



(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

## (2) 施策と事業

## ①人権尊重と暴力の未然防止のための意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
24	人権尊重教育の推進	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高めるため、人権教育や男女平等に関する資料等を活用し、人権尊重教育を推進します。	秘書広報課 教育指導課
25	<b>Renewal</b> DV についての関係者の理解促進	DV 被害を発見する可能性の高い学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DV について理解を深める機会を提供します。	協働推進課
26	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	DV やデート DV * に対する正しい認識を定着させるため、特に若年層を中心に、市民に対して様々な機会を捉えて積極的な広報・啓発活動を行います。	協働推進課 教育指導課
27	<b>Renewal</b> あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進 <b>【重点事業】</b>	就労の場、教育の場、地域活動の場など市内のあらゆる場における、あらゆる暴力や性犯罪の発生を防止し、被害の相談窓口についての周知を強化します。特に、市内事業所の事業主及び従業員に対して積極的な啓発を行います。	協働推進課 秘書広報課
28	<b>New</b> 児童虐待防止に向けた見守り体制の強化	児童虐待防止に取り組み、支援や見守り体制を強化します。	子ども子育て支援課
29	<b>Renewal</b> メディア・リテラシー*の育成とネット上での人権侵害の防止に向けた啓発の推進	メディアの多様化や新たなメディアの普及により、これまでに比べて膨大な量の情報を受け取ることができ、性的表現や暴力表現が市民の目に触れやすくなっています。本市を含めた行政機関が作成する広報・出版物は、その表現が社会的基準とみなされることを踏まえ、使用する表現に十分配慮します。多くの市民が各種メディアから発信される大量で多様な情報を自分自身で取捨選択する能力（メディア・リテラシー）を身に付けることができるよう、学習機会を提供します。また、子どもの目線に立った学習ができるよう、親子参加型の講座を実施します。	協働推進課 文化振興課

## ②早期発見と暴力被害者への支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
30	相談業務の充実	DVに関する相談、情報提供窓口を広く周知するとともに、迅速かつ的確に対応でき、きめ細かい配慮のある相談支援体制を整備します。相談窓口等において、相談員を中心とする職務関係者からの二次被害が生じないようにするため、あらゆる職務関係者の資質向上に努めます。	協働推進課 福祉総務課
31	被害者の状況に応じた相談機能の充実	外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者への相談に応じます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課
32	健診等による被害者発見時の対応	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	子ども育て支援課
33	被害者発見時の通報の周知	市民や学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DV防止法に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	福祉総務課 教育総務課 教育指導課
34	被害者の安全確保	保護を求める被害者の安全確保を図るため、緊急一時保護施設（シェルター）*を活用します。	福祉総務課 子ども育て支援課
35	特に支援を要する様々な被害者への対応	特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用について検討します。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課
36	被害者への対応に対する留意	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等の取扱いには十分留意します。また、住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。	全課

No.	事業名	事業内容	事業担当課
37	子どもがいる家庭に対する支援	子どもがいる被害者が子どもとともに安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学の援助や相談を行います。	子ども子育て支援課 子ども青少年課 教育総務課

### ③関係機関との連携体制の強化

No.	事業名	事業内容	事業担当課
38	関係機関との連携強化	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。必要に応じて、関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課

### (3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値	目標値	事業担当課
27	あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	(協働推進課) 啓発活動（パネル展等）の実施回数	(協働推進課) 1回	(協働推進課) 年1回以上	協働推進課 秘書広報課
		(秘書広報課) 啓発活動（パネル展等）の実施回数	(秘書広報課) 1回	(秘書広報課) 年1回以上	
		(協働推進課) 理解度	(協働推進課) —	(協働推進課) 70%	
		(秘書広報課) 人権相談の認知度	(秘書広報課) —	(秘書広報課) 70%	

## 基本目標③ 誰もが平等を実感できるまちづくり

### 1 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消

#### (1) 現状と課題

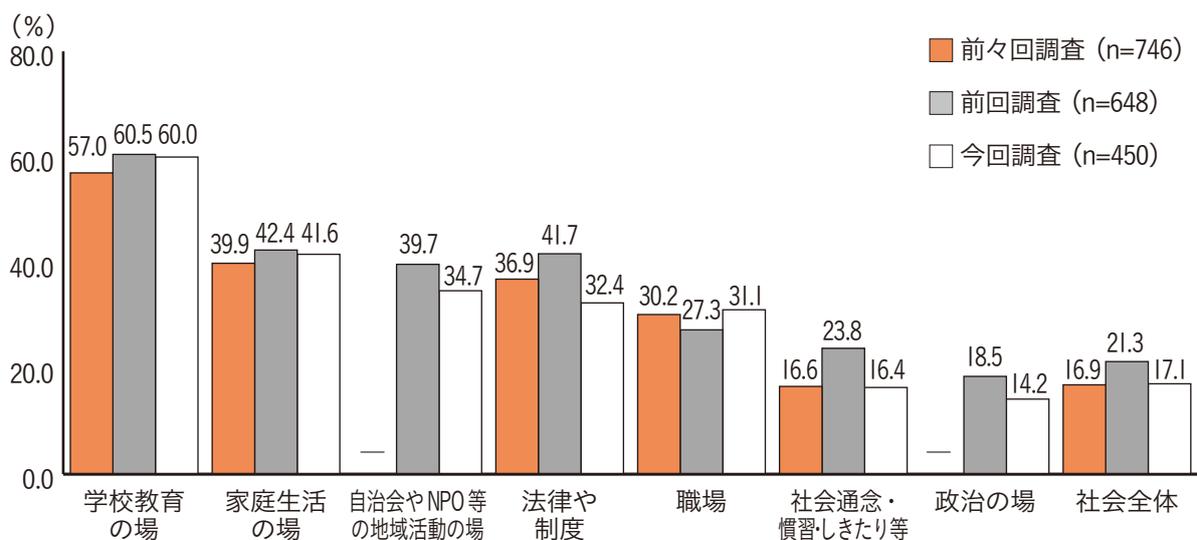
市民意識調査の結果では、男女の地位について「平等」と回答した割合を前回調査と比較すると、「職場」でわずかに増加している以外は横ばい又は減少しております（図3-1）。社会の様々な場面において男女が平等と感ずることができるよう、今後も引き続き男女共同参画にかかわる施策・事業を展開していくことが必要です。

「学校教育の場」での平等感については、男女ともに平等と感ずる割合が高くなっています。次世代を担う子どもに対して、男女共同参画の重要性を教えるとともに、性別にかかわらず、誰もが自らの個性と能力を十分に発揮できる進路（職業）を選択する能力を育成するための教育を推進することが必要です。「学校教育の場」以外の項目については、「法律や制度」「政治の場」「職場」「家庭生活の場」において、「男性」の平等感が高い一方、「女性」では低く、意識の差が大きくなっています（図3-2）。

また、「男性は外、女性は内」の意識については、性別では「女性」、年齢別では若い年代ほど肯定層の割合が低い一方、「男性」及び「40歳代」以上の年代では、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます（図3-3）。

日常生活の身近な場面である家庭において、男性が男女共同参画を率先することの重要性を意識啓発し、実際の行動を促していくことが必要です。なお、若い世代においては、徐々に男女平等の意識と行動が浸透し始めており、こうした行動の輪を広げることも必要です。

図3-1 各項目の平等感の推移

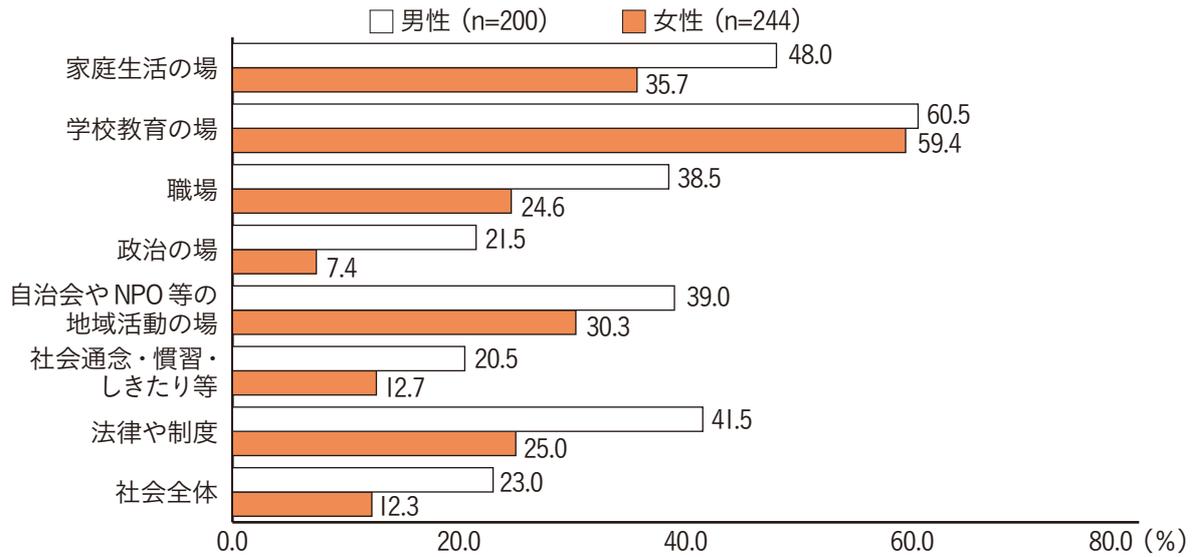


\* 前々回調査は平成21年2月実施、前回調査は平成25年7月実施。

\* 前々回調査では、「地域活動の場」「政治の場」の設問はありません。

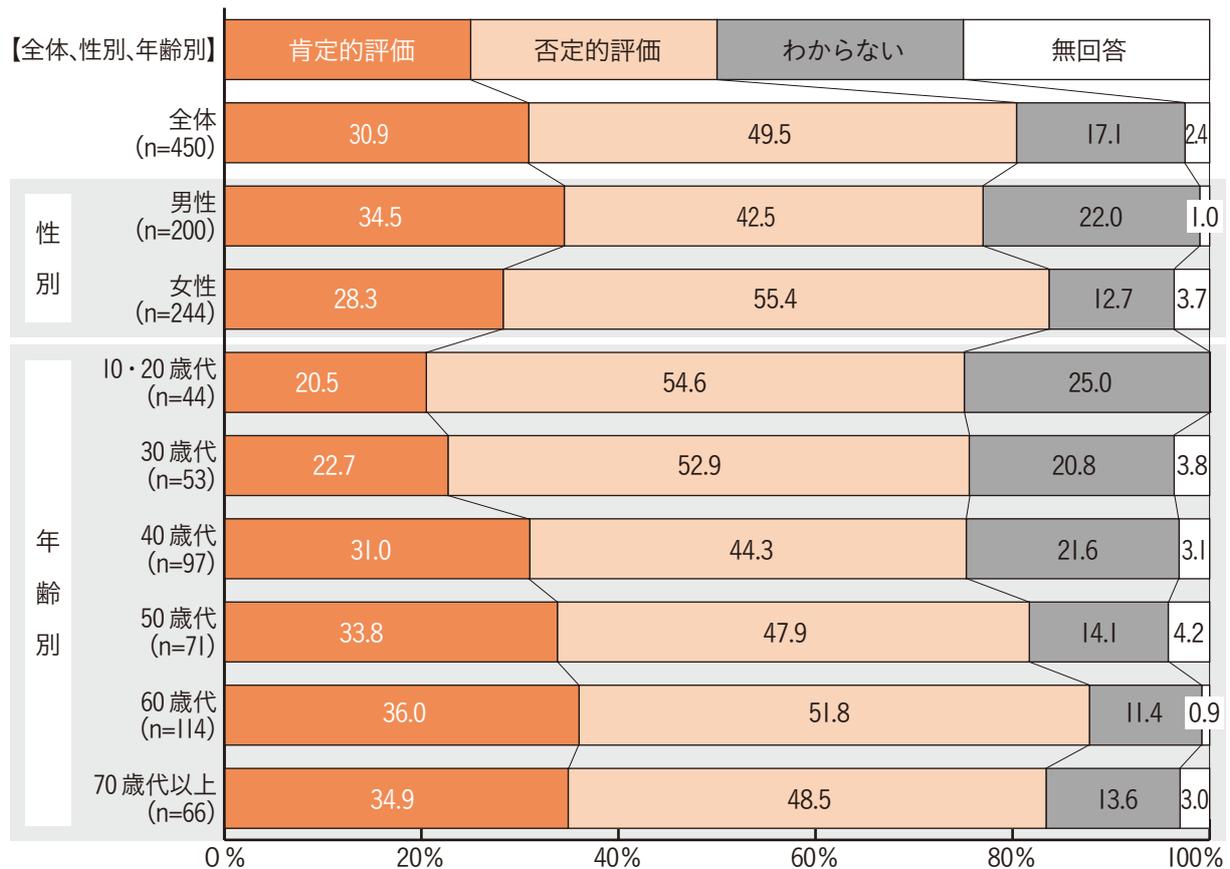
(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

図3-2 各項目の平等感の比較（性別）



(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

図3-3 固定的性別役割分担への考え方（全体、性別、年齢別）



\* 肯定的評価：「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計。

\* 否定的評価：「反対」「どちらかといえば反対」の合計。

\* 「全体」には、性別、年齢別での「無回答」を含みます。

(出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」)

## (2) 施策と事業

## ①生活の場での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
39	男女平等に関する各種情報の提供 【重点事業】	多くの市民が男女平等についての認識を持ち、固定的な性別役割分担の意識を解消することを旨として、市民への啓発を積極的に進めます。特に、男性の意識改革に向けて啓発の強化を図ります。	協働推進課
40	男女共同参画週間* 事業の実施	固定的な性別役割分担意識やジェンダーに捉われず、男女平等の意識を持って日常生活を送ることの意義について啓発します。	協働推進課
41	Renewal 学習機会の提供の充実 【重点事業】	多くの市民が生涯学習を通じて多様な知識や考え方を身に付け、ひいては男女平等、人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等に対する認識を深めることで、より充実した人生を送ることができるよう、誰もが参加しやすい学習機会の提供に取り組みます。	協働推進課 文化振興課
42	男女平等の視点での市刊行物への留意	本市が広報・出版物で情報を発信する際には、男女平等の視点に配慮して、ジェンダーに捉われず人権を尊重した表現を用いることに十分留意します。	全課

## ②学校での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
43	教職員研修	教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするため、初任者研修や十年経験者研修、OJT等において「人権教育プログラム」(東京都教育委員会)等を活用した研修を行います。	教育指導課
44	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識に捉われずに主体的に進路(職業)を選択する能力・態度を育むため、各学校で人権尊重等の視点からの生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行います。	教育指導課

## (3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値	目標値	事業担当課
39	男女平等に関する 各種情報の提供	パネル展の開催回数 / 情報誌の配布数	8回 / 5企業	10回 /30企業	協働推進課
		満足度	—	70%	
41	学習機会の提供の 充実	(協働推進課) 講座の開催回数 / 参加率 (文化振興課) 家庭教育講座	(協働推進課) 2回 (文化振興課) —	(協働推進課) 年5回 以上 /90% (文化振興課) 年2講座	協働推進課 文化振興課

## 2 性の多様性の尊重

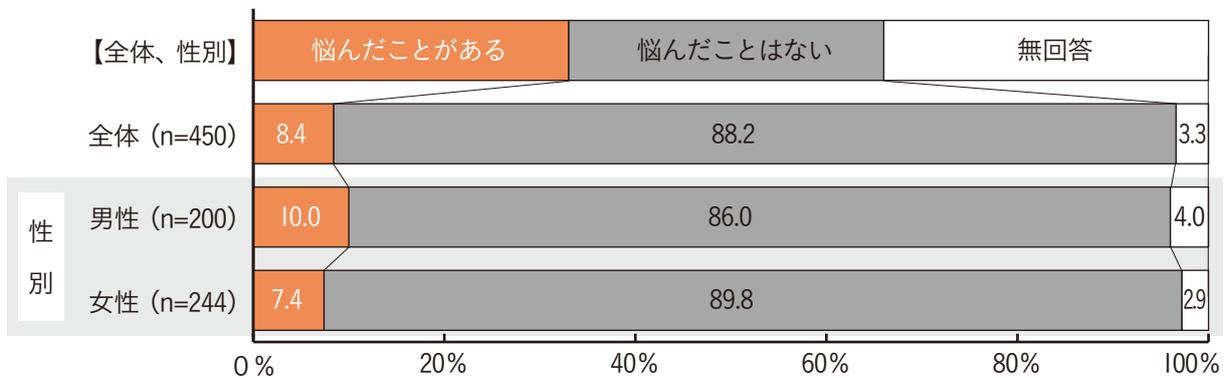
### (1) 現状と課題

市民意識調査の結果では、性自認や性的指向で悩んだ経験について「悩んだことがある」が約1割を占めています（図3-4）。

また、性的マイノリティ\*の方々が生活しやすい社会をつくるために、市が何らかの対策を行う必要があるかについて、「必要と評価」が約5割を占めており、特に性自認や性的指向で「悩んだことがある」層において高くなっています（図3-5）。

本計画が目指す「誰もが自分らしくイキイキと暮らせるまち」を実現するために、性の多様性を尊重する取組を推進することが必要です。

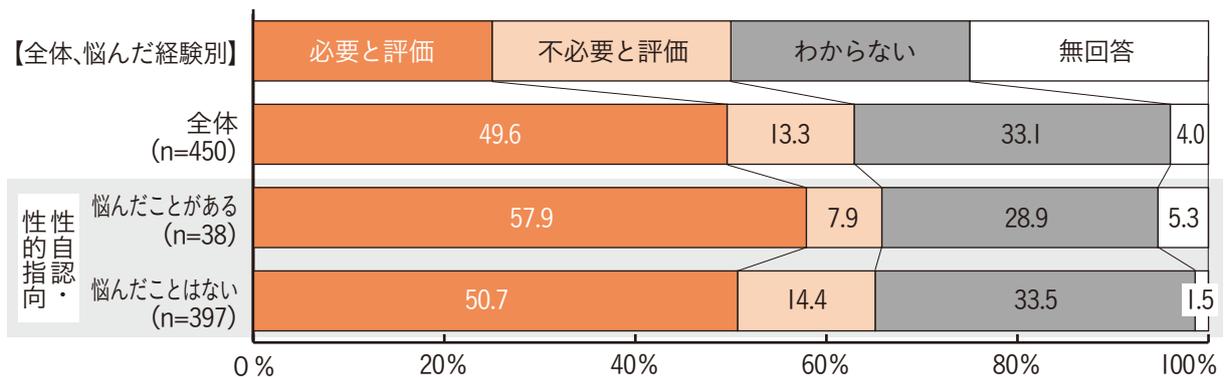
図3-4 性自認や性的指向で悩んだ経験（全体、性別）



\* 「全体」には、性別での「無回答」を含みます。

（出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」）

図3-5 性的マイノリティが生活しやすい社会をつくるための市対策の必要性



\* 必要と評価：「必要」「どちらかといえば必要」の合計。

\* 不必要と評価：「必要ではない」「どちらかといえば必要ではない」の合計。

\* 「全体」には、性自認・性的指向での「無回答」を含みます。

（出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」）

## (2) 施策と事業

### ○性の多様性に関する意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
45	年代に応じた性教育の推進	性別による身体について十分に理解し、性自認や性的指向に対する正しい知識を身に付けるようにするため、学校等において性についての認識を育てる学習の充実に努めます。	教育指導課 協働推進課
46	<b>Renewal</b> 性の多様性に関する理解の促進 <b>【重点事業】</b>	性の多様性を取り巻く人権課題について市民の理解と配慮を促します。また、パートナーシップ制度*等の具体的な施策について検討します。	協働推進課
47	小・中学校における個別的支援	性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別の対応を図ります。	教育指導課

## (3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値	目標値	事業担当課
46	性の多様性に関する理解の促進	性的少数者に対する直接的支援	—	実施	協働推進課

### 3 ライフステージに対応した健康支援

#### (1) 現状と課題

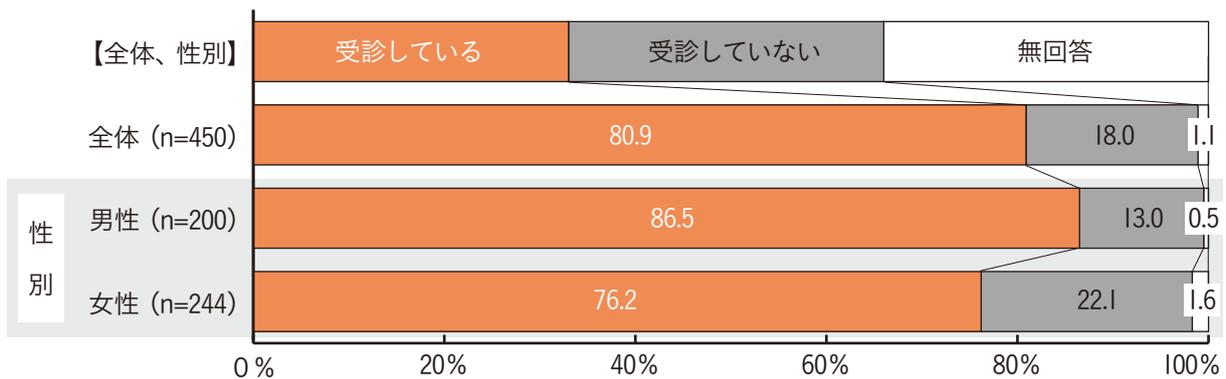
男女が互いの身体的な特徴を十分に理解し合い、性や健康について正しい知識を持ち、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることが重要です。

また、ストレス社会といわれる現在、身体的な健康だけでなく、心の健康維持も重要であり、様々なライフステージに対応した心身両面における健康支援や相談体制の充実、性や健康づくりに関する情報発信が必要です。

さらに、女性は、妊娠や出産等、特有の問題を抱えることもあることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）\*の視点を踏まえ、女性が生涯を通じて健康を維持していくための総合的な取組が必要です。

市民意識調査の結果では、健康診断を「受診している」が約8割を占めていますが（図3-6）、今後も市民一人一人が自らの健康維持に主体的に取り組むための支援を継続することが必要です。

図3-6 健康診断の受診状況（全体、性別）



\*受診している：「市が行っている特定健康診査を受けている」「職場(学校)の健康診断を受けている」「人間ドックを受けている」の合計。

\*受診していない：「以前は受けていたが今は受けていない」「受けたことがない」の合計。

\*「全体」には、性別での「無回答」を含みます。

(出典：「武蔵村山市民意識調査（平成30年8月実施）」)

## (2) 施策と事業

### ①健康づくりのための意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
48	学習機会の提供の充実	健康づくりに関する講座や講演会等を開催して、市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行います。講座や講演会等の開催に当たっては、多くの市民が学習できるようにするため、広報手段の充実や内容、実施時間の見直しを行います。また、子育て中の市民の参加を支援するため、託児付きの事業を実施します。	子ども子育て支援課
49	心とからだの健康づくりの推進 <b>【重点事業】</b>	男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実を図ります。また、気軽に参加できるスポーツ事業の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の事業の充実により、市民の体力の向上を図ります。	健康推進課 スポーツ振興課
50	更年期を理解するための情報提供	更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。	健康推進課

### ②健康づくりのための支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
51	健康相談の充実	各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。	健康推進課 子ども子育て支援課
52	妊産婦のための相談体制の充実	妊産婦が抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く周知します。	子ども子育て支援課

No.	事業名	事業内容	事業担当課
53	女性に対する健（検）診事業の充実	女性特有のがん検診や健康診査について、内容や広報の充実に努めるとともに、働く女性が受診しやすいような健（検）診の在り方を検討します。	健康推進課 子ども子育て支援課
54	疾病の予防と健診事業の充実	各種がん検診や健康診査の実施、健康に関する情報を提供することにより、がん等の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、疾病に対する市民の正しい理解を支援します。また、健（検）診の対象者に情報が届くように、広報手段を充実させます。	健康推進課

### （3）重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値	目標値	事業担当課
49	心とからだの健康づくりの推進	(健康推進課) 健康教室事業等の参加者数 (スポーツ振興課) 市主催事業の参加者数 / 総合体育館の利用者数	(健康推進課) 211人 (スポーツ振興課) 延べ 2,292人/ 延べ 89,313人	(健康推進課) 600人 / 年 (スポーツ振興課) 延べ 6,000人/ 延べ 92,000人	健康推進課 スポーツ振興課

## 4 多文化共生の推進

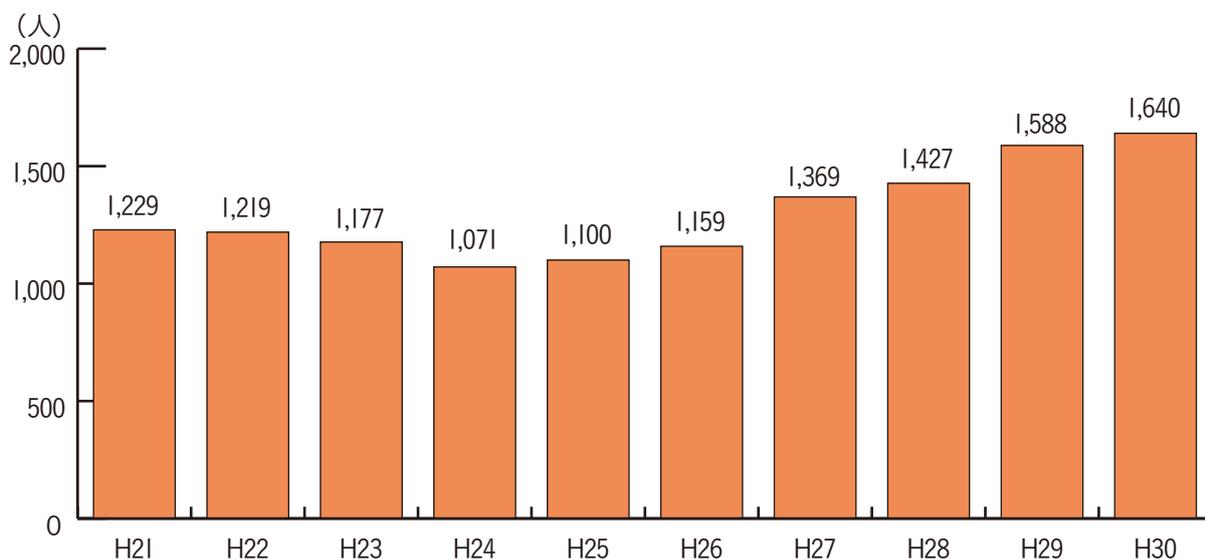
### (1) 現状と課題

社会経済文化活動のグローバル化、外国人入国者数の増加、情報通信技術の進展等により、国際的なかかわり度合いがより強くなっています。

本市における外国人数の推移をみても、近年、増加傾向にあり（図3-7）、国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的な違いを理解し認め合い、対等な関係を築きつつ、地域社会の構成員として共に生きていくことが求められています。

こうした状況を踏まえて、市民一人一人が、様々な国籍・民族・文化的背景を持つ外国人を尊重し、お互いに助け合いながら日々の生活や事業活動をしていくことが必要です。

図3-7 武蔵村山市における外国人数の推移



(出典：平成30年度武蔵村山市統計書より作成)

### (2) 施策と事業

#### ○国際交流・理解の推進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
55	国際交流の推進と国際理解の促進	市民一人一人が外国や外国人との間でお互いの文化や習慣を理解し、尊重し合える関係づくりを支援します。市民同士の包括的な交流の推進という面で重要な意義を持つ国際姉妹都市提携の実施に向けて、取り組んでいきます。	協働推進課 教育指導課 企画政策課
56	国際ガールズ・デー*に連動した国際交流イベントの開催	世界の女子の境遇を紹介することで、女性の立場を再認識し、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させていきます。	協働推進課

## 基本目標④ すべての分野での男女共同参画の推進

### 1 地域社会での男女共同参画の推進

#### (1) 現状と課題

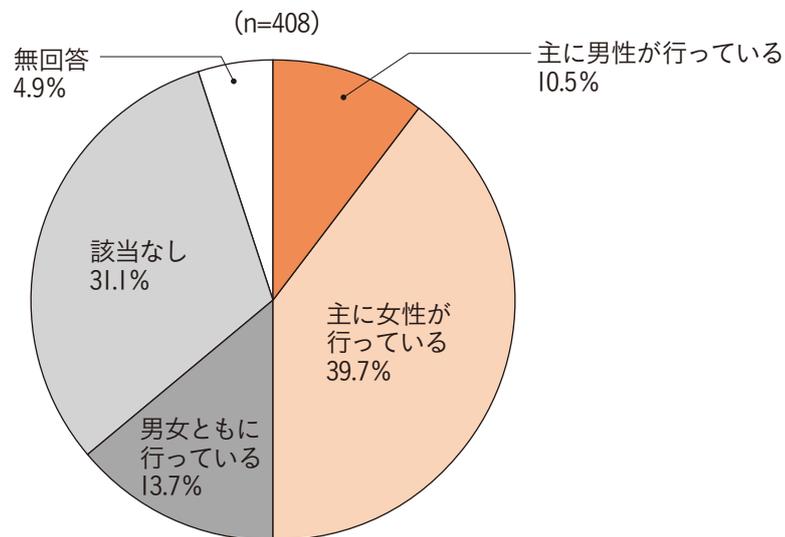
市民意識調査の結果では、「PTA や自治会などの地域活動」での役割分担について、「主に女性が行っている」は約4割を占めますが、「主に男性が行っている」は約1割にとどまっています（図4-1）。

市の女性管理職数は56人中6人（10.7%）、市内の小・中学校のPTA会長の女性割合は13学校中3学校（23.1%）、市内の自治会会長に占める女性割合は56自治会中9自治会（16.1%）と低水準にとどまっており、実働は「女性」、組織のリーダーは「男性」という固定的な役割分担が根強く残っていることがうかがえます。

地域活動等の場面において、性別にかかわらず、活動の担い手として参加しやすい環境づくりを進めるとともに、「女性」がリーダーシップを発揮できるように意識啓発していく必要があります。

\*市の女性管理職数および市内の自治会会長に占める女性割合は平成31年4月1日時点、市内の小・中学校のPTA会長の女性割合は令和元年7月1日時点

図4-1 PTA や自治会などの地域活動での役割分担



（出典：「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」）

## (2) 施策と事業

### ①地域での男女平等意識の醸成

No.	事業名	事業内容	事業担当課
57	地域における男女平等の啓発 【重点事業】	各種イベントに男女共同参画ブースを出展するなど、地域で啓発活動を実施します。	協働推進課
58	<b>Renewal</b> 男女共同参画の推進を担う地域活動団体との連携 【重点事業】	男女共同参画に資する活動を行っている市民団体を洗い出し、支援を行うことで、市民団体の意識を高めるとともに、連携を強化します。	協働推進課

### ②地域住民の交流促進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
59	地域活動への支援	ワーク・ライフ・バランスの実践により、市民が趣味や余暇を生かした仲間づくりや地域活動を活発に行い、充実した多彩な暮らしを送ることを支援します。	協働推進課

## (3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値	目標値	事業担当課
57	地域における男女平等の啓発	パネル展（ブース） 出展回数	1回	年1回 以上	協働推進課
		地域における男女平等感	34.7%	70%	
58	男女共同参画の推進を担う地域活動団体との連携	男女共同参画センターと連携して活動する団体数	0団体	2団体	協働推進課

\* 地域における男女平等感の現状値は、「武蔵村山市市民意識調査（平成30年8月実施）」において「自治会やNPO等の地域活動の場」の男女の地位について「平等」と回答した割合。

## 2 防災分野での男女共同参画の推進

### (1) 現状と課題

国の第4次男女共同参画基本計画では、「東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。」と示されています。

避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査<sup>1</sup>の報告書では、「女性だけの区画も作った方が良い」「女性の為に、着替え場所や、下着を干すところ、授乳室などは絶対に必要」「女性は特に生理用品、下着などの不足」「夜中トイレに起きた若い女の子が同じ避難所にいた男に襲われるという話を聞いた。年齢関係なく男女別にしたらどうか」「女性スタッフを増やすべき。男性には言いづらい事や細かい配慮も必要」等の自由記載がなされています。

本市では、男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図り、災害発生時に救援物資の配分や避難所運営等、性別によるニーズの違いに対応するために、防災会議委員として女性3名（30名中：10%）を登用しています（表4-1）。

今後も引き続き、平常時から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策に取り組むとともに、固定的な性別役割分担意識に捉われず防災活動に取り組む人材を育成することが必要です。

表4-1 本市と周辺市における防災会議委員数・女性委員数・女性割合

自治体名	総委員数（人）	女性委員数（人）	女性割合（%）
武蔵村山市	30	3	10.0
立川市	41	3	7.3
昭島市	40	5	12.5
小平市	32	4	12.5
東村山市	32	2	6.3
国分寺市	33	2	6.1
福生市	29	5	17.2
東大和市	25	5	20.0
羽村市	28	3	10.7
あきる野市	36	4	11.1

（出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成30年度）」

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/2018/shikuchoson.html> より作成）

<sup>1</sup> 東日本大震災での被災地住民及び全国の地方公共団体に対して、災害時要援護者支援と避難生活に関する実態把握の一環として実施された調査（平成25年）。内閣府防災情報のページ。（[http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hinan\\_taisaku/houkoku.html](http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hinan_taisaku/houkoku.html)）

## (2) 施策と事業

## ①防災分野での女性参画推進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
60	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。	防災安全課

## ②男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

No.	事業名	事業内容	事業担当課
61	<b>Renewal</b> 男女共同参画の視点による地域防災計画の推進	地域防災計画の見直しに向け、防災会議に女性委員を積極的に登用し、男女共同参画の視点を反映させます。	防災安全課
62	<b>Renewal</b> 避難所における男女共同参画の推進	災害発生時の女性の人権を擁護するため、避難所の運営に女性を参画させるよう検討します。また、避難所管理運営マニュアル作成に際して、女性の意見も反映させます。	防災安全課
63	<b>New</b> 女性の視点を踏まえた防災講習・イベントの開催	女性の視点を活かした地域防災力の向上のため、男女共同参画に配慮した防災講習やイベントを開催します。	防災安全課 協働推進課